(仮称) 西東京市いじめ防止対策推進条例の骨子について

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長 及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる おそれがあります。

これまでも、本市は、いじめは人として絶対に許さない人権侵害であることを認識し、子どもが主体的にいじめについて考え、行動することができるようにするため、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう人権教育の充実を図ってきました。しかし、いじめはどの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るものであり、今まで以上にいじめの防止等のための取組を確実に推進する必要があります。

このような認識の下、西東京市民憲章にある「このまちを たがいに助けあう 優しいまちにしたい」の実現に向け、いじめの防止等のための対策をさらに推進し、いじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせて、すぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養い、子どもが安心して生活することができる環境の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(1) いじめ防止の目的と基本理念

① 目的

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止の対策についての基本理念を定め、市、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

② 基本理念

全ての児童等が安心かつ安全に学校生活やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本理念とします。そのために、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等が人権尊重の理念に基づき、いじめは人間として許されない人権侵害行為であると正しく認識し、いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。また、学校は、常に子供の状況を把握し、学校全体でいじめ防止等に対して組織的に取り組むとともに、市、教育委員会、東京都、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指します。

(2) 用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

① 「いじめ」

児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとしています。

② 「いじめの防止等」

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を組織的に行うことをいいます。

③ 「学校」

西東京市立学校設置条例(平成13年西東京市条例75号)別表第1及び第2に規定する 小学校及び中学校としています。

④ 「児童等」

学校に在籍する児童又は生徒としています。

⑤ 「保護者」

親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)としています。

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはいけません。

(4) いじめ防止に向けた責務

① 市の責務

市の責務としては、いじめ防止等の基本理念にのっとり、都並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を講じなければならないと考えています。

② 教育委員会の責務

教育委員会の責務としては、いじめ防止等の基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならないと考えています。

③ 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員の責務としては、いじめの防止等に関する基本的な考えを、在籍する児童等の保護者、地域住民等に説明し、いじめの防止に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に万全を期すとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するための対策を講じなければならないと考えています。

④ 保護者の責務

保護者の責務としては、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるとともに、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護することと考えています。また、市や教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置にも協力ができるようにします。

(5) 西東京市いじめ防止対策推進基本方針

市は、いじめ防止対策推進法第 12 条 (地方いじめ防止基本方針) の規定により、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する、西東京市いじめ防止対策推進基本方針を策定します。

(6) いじめに係る協議会等の設置

① 西東京市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を設置します。なお、西東京市いじめ問題対策連絡協議会委員は、学校、市教育委員会、 田無警察署、小平児童相談所その他関係者で構成します。

② 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会と西東京市いじめ問題対策連絡協議会の円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめの防止等のための対策の推進についての調査や審議をする、西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会を教育委員会の付属機関として設置します。なお、西東京市いじめ問題対策委員は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成します。

③ 西東京市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、西東京市いじめ問題対策委員会からの報告を受けた場合において、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、西東京市いじめ問題調査委員会を設置します。なお、西東京市いじめ問題調査委員は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で、西東京市いじめ問題対策連絡協議会及び西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の構成員以外の者により構成します。